

福島県介護ロボット普及促進事業 交付申請の留意事項

1 事業計画書(第2号様式)について

- (1) 補助事業の着手(注文や契約のこと。見積合わせは着手に含まれない)は交付決定後となります。交付決定を待たずに内示の段階で着手してしまうと補助対象外となってしまいますのでご注意ください。
- (2) 事業計画書(第2号様式)の完了予定期日は令和6年2月26日)を超えないように、かつ、余裕をもって事業が終わる期日を記入してください。

2 交付申請に必要な提出書類一覧(提出期限:令和5年12月25日(月))

(1)介護ロボット普及促進事業	
①	交付申請書(第1号様式)
②	事業計画書(第2号様式)
③	収支予算書(第3号様式)
④	福島県介護ロボット普及促進事業経費所要額調書(別紙様式1)
⑤	福島県介護ロボット普及促進事業実施計画書(別紙様式2)
⑥	見積書
⑦	補助金振込口座の通帳の表紙と見開きの写し(法人の通帳としてください)

※第1号様式～第3号様式は県HPに記載例がアップされていますので記入の参考にしてください。

3 申請書類掲載先

福島県庁トップページ > ページ右上の「組織でさがす」> 高齢福祉課 > 令和5年度介護ロボット普及促進事業について

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kaigorobotdounyusokushin.html>